

【基本課題Ⅱ】 男女共同参画に向けての意識づくり

1. 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	1	① ア	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	教職員の男女共同参画意識をさらに高めるため、男女共生教育研修を女性センターと共催し、市内各校園に参加を呼びかける。また、校園内研修等を支援する。	人権教育課
Ⅱ	1	① イ	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	男女共生教育担当者を配置し、各校における男女共生教育推進の中心的役割を担う。また、校内研修等を支援する。	人権教育課
Ⅱ	1	① ウ	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	小学校教員における女性管理職の割合について、退職等により平成26年度は前年度より1名減の14名、中学校についても、退職等により1名減の3名となっている。今年度も女性教員へ管理職選考の受験を促すなど、管理職への登用の機会を積極的に広げていく。	教育総務部総務課
Ⅱ	1	① エ	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	スクール・セクシャル・ハラスメントができないような環境の整備。	学校管理課
Ⅱ	1	① エ	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	各校園にセクハラ相談窓口担当者を配置する。担当者会を開催にセクハラ防止のための研修を実施する。	人権教育課
Ⅱ	1	② ア	男女共同参画推進のための教育の充実	市教委より配布する、男女共生教育リーフレット等を活用し、各校における男女共生教育を推進する。男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。	人権教育課
Ⅱ	1	② イ	男女共同参画推進のための教育の充実	男女共生教育が家庭においても生かされるよう、各校園での保護者対象の研修・講演会等、保護者の学習機会を支援する。	人権教育課

2. 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	2	① ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	JRに対して、トイレ内のベビーベットの設置やベビーカーの通行等に関して、設計や案内表示板の設置等に配慮するように引き続き働きかける。周辺整備に関しても、同様に配慮する。	東岸和田駅付近高架対策室
Ⅱ	2	① ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	市民からの来課・来電時に、男女の区別なく接する事を引き続き心掛ける。	公園街路課
Ⅱ	2	① ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女共同参画意識充実のため日常業務においても男女の区別なく市民に接するよう努める。	水道工務課
Ⅱ	2	① ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	・女性フォーラムや研修会、出前講座、市ホームページ等で岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図る。 ・女性フォーラム等を開催し、男女共同参画意識についての気づきの機会を提供する。	人権推進課
Ⅱ	2	① ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージの意識を広め、性別役割分業意識の解消を図るため、女性学・男性学基本講座や専門講座はじめ各講座を開催し、啓発をすすめる。隔月毎に発行するセンターニュースと年2回発行の本のメッセージや各種事業の広報・企画講座チラシ等(90,000枚)により啓発する。さらに関連図書の配架及びロビーでのパネル展示により意識向上を目指す。11月30日(日曜日)に父と子を対象にした調理の講座を実施する。その際、女性センターで活動している男性の調理クラブのメンバーにアシスタントとして参加してもらい、身近なロールモデルとする。男性は勿論のこと、子どもにも意識を持つよう働きかける。	人権推進課(女性センター)
Ⅱ	2	① イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女共同参画意識を浸透していくため、高齢者大学・女性学級・家庭教育学級の学習会で男女共同参画の出前講座等を行い啓発を図る。	東岸和田市民センター
Ⅱ	2	① イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女共同参画意識を浸透していくため、家庭教育学級の学習会で子育てに関する講座を実施する。	桜台市民センター
Ⅱ	2	① イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女共同参画を視点に置いた講座を検討している。	生涯学習課

男女共同参画推進計画 平成26年度実施計画

【基本課題Ⅱ】 男女共同参画に向けての意識づくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	2	① イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女共同参画の意識を広め向上させるため、講演会などの各種事業を20企画程度実施する。男性も参加しやすいよう、講座の開催日を土・日曜日にも設定する。女性センターニュースや広報により男女共同参画について情報提供する。女性センター登録グループとの共催の市民企画講座についても男女共同参画の視点をもった企画を採用するなど、男女共同参画意識を向上させる。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① ウ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	広報きしわだやホームページ等による情報発信の機会を利用し、必要に応じ、男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	広報広聴課
Ⅱ	2	① ウ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	昨年・一昨年と男女共同参画のための意識啓発として、男女平等参画推進に関する「標語」を職場掲示してきたが、今年度は公園街路課の指定管理者である、岸和田市公園緑化協会（管理事務所内）にも「標語」掲示依頼する。	公園街路課
Ⅱ	2	① ウ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	広報きしわだ等で男女共同参画に関する啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	2	① ウ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	奇数月に3,500部発行する女性センターニュース『フレスール』を3,500部年6回発行し、就労支援・子育て・DV対策などテーマを決めて図書を購入し、新着の図書を紹介する『本のメッセージ』を年2回発行し、市広報等により家庭や地域での男女共同参画意識の向上について情報提供し、啓発する。その他、女性センター登録グループの男性の料理クラブの支援をするなどにより、市民の意識を向上させる。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① エ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	男女の区別なく、子供のイベントへの参加や看護休暇の取得等ができるような環境作りをする。	固定資産税課
Ⅱ	2	① エ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	子育て世代の市民と接するチビッコホーム指導員、ファミリー・サポート・センターアドバイザーに対し研修会を行い、男女共同参画意識浸透の裾野を広げて行く。	児童育成課
Ⅱ	2	① エ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	「心豊かな子供に育てるための役割」等をテーマとして、職員研修を実施し、一人一人の人格、人権を尊重することの大切さを再確認するなど、男女参画意識の向上を図る。	保育課
Ⅱ	2	① エ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	公民館において、子供と父親同士の交流をはかる事業を行う。	生涯学習課
Ⅱ	2	① エ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージの意識を広め、性別役割分業意識の解消を図るため、女性学・男性学基本講座や専門講座等を開催し、啓発をすすめる。11月30日（日）に父と子を対象にした調理講座を実施し、男性は勿論のこと、子どもにも意識を持つよう働きかける。人権教育課と共催し、男女共生教育担当教員と地域の女性推進リーダーに対して、啓発講座を8月5日（火）に開催し、教員を通じて子どもやその親たちにも男女共同参画意識が向上するよう働きかける。隔月毎に発行するセンターニュースと年2回発行の「ほんのメッセージ」や各種事業の広報・企画講座チラシ等（90,000枚）により啓発する。さらに関連図書の配架及びロビーでのパネル展示により意識向上を目指す。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① 一	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	選挙時の投票管理者及び投票立会人に積極的に女性が選出されるよう会議等で働きかける。	選挙管理委員会事務局
Ⅱ	2	② ア	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	市民意識調査において、男女別年齢別のデータも収集する。	政策企画課
Ⅱ	2	② イ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	日本女性会議や、府主催の講座、泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議等に参加し、国や府、他市の男女共同参画に関する情報収集し、市ホームページ等でPRする。	人権推進課
Ⅱ	2	② イ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	・女性センターニュースを年6回発行し、情報提供に努める。 ・女性教育会館や全国女性会館協議会などが提供している情報を利用することと、近隣の関連施設とも情報交換して、情報収集し市民に提供する。 ・講座開催に伴い関連図書を会場に配架、図書の情報紙「ほんのメッセージ」を年2回発行し、利用促進を図る。 ・新聞記事や雑誌などの関連掲載記事をロビーのパネルに展示し、情報発信する。	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	2	② ウ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。 関係ポスターの掲示やちらしの配布などを積極的に行い、理解を深めるための啓発を行う。	図書館
Ⅱ	2	② ウ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センターニュースを年6回発行し、情報提供に努める。 ・女性教育会館や全国女性会館協議会などが提供している情報を利用することと、近隣の関連施設とも情報交換して、情報収集し市民に提供する。 ・新着図書やテーマ別に選択した図書を利用者が気付きやすい場所に配架し、関心のある方には詳しく説明し利用の促進に努めている。 ・講座開催に伴い関連図書を会場に配架、図書の情報誌「ほんのメッセージ」を年2回発行し、利用促進を図る。 ・新聞記事や雑誌などの関連掲載記事をロビーのパネルに展示し、情報発信する。 	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	② エ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	男女共同参画についての市民意識調査を実施する。職員意識調査の実施について検討する。	人権推進課

3. 男女共同参画施策実現のための市職員の育成

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	3	① ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力の育成	男女共同参画推進本部員・幹事研修において、各課で男女共同参画の視点を踏まえた施策が展開できるような啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	② ア	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	人権研修において、男女共同参画をテーマにした内容を盛り込む。	人事課
Ⅱ	3	② ア	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	課員の男女参画意識を高める為、全員を対象に研修を行う。	下水道施設課
Ⅱ	3	② ア	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	男女共同参画意識を高める研修を充実し、市職員に対し参加を促進するとともに、市や大阪府主催の研修情報を発信し、研修受講を促す。	人権推進課
Ⅱ	3	② イ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	課の職員の積極的な研修参加を促し、男女共同参画意識を高める。	料金課
Ⅱ	3	② イ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	庁内情報誌「パートナー」を発行し、市職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	人権推進課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	積極的に研修等に参加し、人権意識の高揚をめざす啓発推進を図る。	総務管財課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	今年度の女性プラン研修に課員全員が出席することにより、男女共同参画意識の高揚を図る。	契約検査課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	課内で研修案内を積極的に周知する。	市民税課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	職員の女性プラン研修への参加を2名以上となるよう努める。	丘陵地区整備課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	室職員の積極的な研修参加を促し、男女共同参画意識を高める。	東岸和田駅付近高架対策室

男女共同参画推進計画 平成26年度実施計画

【基本課題Ⅱ】 男女共同参画に向けての意識づくり

基本課題	基本施策	施策の方向		平成26年度実施計画	担当課	
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	女性プラン研修、セクシャルハラスメント研修、DV研修のいずれかに各職員が参加する。	道路河川課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	昨年・一昨年に引き続き、課内職員へ3回／年以上の講座・講演会・研修参加を促すため、研修等の開催前に再度、職員に周知して積極的な参加を促す。	公園街路課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	課職員の積極的な研修への参加を促し、男女共同参画意識を高める。	会計課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	できるだけ多くの課員が女性プラン研修に参加する。	市議会事務局総務課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	学務課の職員が、女性プラン研修を少なくとも一回受講し、男女共同参画の意識向上を促す。	産業高校学務課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	課員すべてが市の主催する男女平等参画社会に関する研修に受講し、課内会議等について研修内容の報告・討議の場をもち、課員全体の男女平等参画についての意識を向上するようにする。	スポーツ振興課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	女性フォーラムや女性センターで実施する講座を女性プラン研修と位置づけ、市職員の積極的な参加を促す。	人権推進課
Ⅱ	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	女性センターで実施する講座等を女性プラン研修としても位置づけ、事前に講座開催予定を周知することや参加しやすい土・日曜日の講座とすることで市職員参加増をめざす。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	3	③	ア	庁内体制の促進	女性職員の職域拡大を引き続き推進する。	人事課
Ⅱ	3	③	ア	庁内体制の促進	3常任委員会及び3政策討論会分科会に事務局担当者を配置しているが、その担当に女性職員も参加し、委員会や分科会の運営をともに行い、女性職員の職域拡大に努める。	市議会事務局総務課
Ⅱ	3	③	イ	庁内体制の促進	女性職員を管理職に積極的に登用を図るよう「人事異動基本方針」で示す。	人事課
Ⅱ	3	③	ウ	庁内体制の促進	岸和田市特定事業主行動計画に基づき、育児休業の取得を引き続き促進する。	人事課
Ⅱ	3	③	エ	庁内体制の促進	セクシュアル・ハラスメントへの理解を深めるため、課内職員への研修を行う。	上水道工務課
Ⅱ	3	③	エ	庁内体制の促進	管理職を対象に職場のセクハラ防止研修を行うとともに、セクハラ・パワハラ相談窓口を引き続き設ける。	人事課
Ⅱ	3	③	エ	庁内体制の促進	セクシュアル・ハラスメント防止のため、人権問題研修等、各種研修や庁内報などによる啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	③	一	庁内体制の促進	岸和田市男女共同参画推進計画について情報提供等があれば課内で共有し、男女共同参画意識を高める。	情報政策課
Ⅱ	3	③	一	庁内体制の促進	繁忙期は職員全員が連日超過勤務を行うことになり、家事との両立が困難になるという現状がある。その状態を少しでも緩和できるよう、引き続き、作業スケジュールの改善に取り組む。	財政課